

## SPECIAL

特集／数字の見方から経営分析までまとめてお教えします！

- 15 「バランスシート」の読み方・活かし方 高下淳子
- 40 近頃はやりの「求人サイト」を上手に使うテクニック 編集部
- 46 奇想天外！あなたを狙う「新種詐欺」にご注意!! 中田康志
- 51 「集中力がある人」—ここが決定的に違う!! 中谷彰宏
- 67 自分のレベルがズバリ分かる「社会保険練習問題帖」 横山玲子
- 74 「株主総会議事録・取締役会議事録」の超かんたん書式集 増子達也
- 88 「IT投資減税」のことがスラスラ分かる30分講座 北岡修一
- 99 「65歳雇用延長」の最新事情&会社が準備しておくべきこと 兼子憲一
- 104 ドキュメント／やってみました「電子申告」 井上 新

## REGULARS etc

- 4 景気を読む
- 6 今月の事務チェックポイント
- 56 税理士のひとりごと
- 58 わたしの駆出時代
- 60 今月のシネマ
- 62 わたしの「金銭哲学」
- 66 新連載／今月の運勢
- 80 クリッピングデータ
- 82 読者プレゼント
- 84 ホームページガイド
- 94 読者質問箱
- 95 お気に入りの1冊
- 96 新連載／ワンランクアップ講座
- 97 法改正TREND情報
- 98 仕訳ワンポイントレッスン
- 109 井戸端会議室
- 114 次号予告
- 122 短期連載／「労基法」

インターネットで簡単に  
納税・申告ができる!

ドキュメント

やってみました

電子申告

税理士 井上新



国税に関する申告、納税及び申請・届出は、これまで書面で行なわれていましたが、今年の2月からパソコン・インターネットを利用してできるようになりました。

この「電子申告」のシステムは「e-Tax」といわれ、平成13年に政府が発表した電子政府の実現を図る「e-ジャパン戦略」の一つの柱として導入されたものです。

e-Taxが全国で適用されるのは

6月からですが、それに先駆けて2月2日より名古屋国税局管内（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）で、個人の所得税と消費税の申告受付を開始。3月22日からは法人税を含めたすべての申告と納税の受付も始まりました。

私は、名古屋税理士会の電子申告担当責任者として、また、初の電子申告者になりたくて初日に電子申告にトライしました。その体験で気付いたこと、感じたことを以下にお話していきます。

記念すべき時間

2月2日。朝9時の時報と共にパソコンの操作を開始。

この日私は、新聞社の取材を受けていたのですが、カメラのフラッシュを浴びる中、緊張しながら送信ボタンを押ししました。

送信データの受付を知らせる「即時



通知」があったのは、9時3分49秒（初期登録分）。入力内容に誤りや不正がなく、データが無事受理されたことを案内する「受信通知」を受けたのは、9時7分13秒でした（申告データ分）。

記者の質問に答えたりしていたため、スムーズに操作できず、私より早く送信を完了した人がいたようです。残念ながら1番目の申告者になることはできなかったのですが、私にとっては記念すべき時間となりました。歴史的な場面に遭遇できただけでも大変光栄に感じました。

申告完了後、取材してくださいました新聞記者が「机を貸してください」といい、その場で原稿を打ち込み、データを新聞社へ送信していました。その様子を見て「おお！ すごい」と思いました。でも今は、このようなことはごく普通。デジタル時代はすでに現実となっているのです。

弁理士が行なう特許庁への申請はす

でにはほぼ100%電子化が進んでいるのに対し、私たち税理士が行なう諸手続きは、紙の書類を役所へ届けるといったように、時代に遅れをとっていました。でも、この電子申告制度の導入で、新たな一歩を踏み出したのです。今後、経理のイメージが大きく変わる、そんな予感がしました。

あつという間に申告できたけど！



私もそうでしたが、電子申告をしたほとんどの人が「えっ！ こんなにあつという間にできるの？」とその速さに驚いたといえます。

従来の書面による申告の場合、パソコンに入力したデータを紙にアウトプットし、製本して郵送の準備をしたり、所轄の税務署窓口や郵便局へ足を運んだりする時間が必要です。でも、電子申告の場合、とくにエラーなどが発生

しなければ送信ボタンを押してから約2秒で「即時通知」が来ますし、その後1分もしないうちに、「受信通知」が届くのです。

あつという間の出来事で、本当にこれで手続きができたのかどうか少し不安になりましたが、「受信通知」には、提出先、利用者識別番号、氏名、受付番号、受付日時、課税期間、種目、課税標準、税額がしっかり表記されており、それを見て安心しました。

申告手続きにかかる時間や事務負担を減らすことができるのは、大きなメリットだといえましょう。

操作については、パソコンに触れたことがある人ならそれほど難しいとは思いません。感じないはずですよ。

入力の仕事で分からないことがあつたとしても、国税局のホームページ（<http://www.e-taxinfo.go.jp/index.html>）で詳しく解説されていますので、それを見れば解決できると思います。

でも、不具合が生じたり、不便に感じたりする点はありました。

私がおっとも不便に感じたのは、文字データの入力ミスがあったとき、どこが間違いなのか画面に表示されず自分で見つけなければならぬことでした。

e・Taxソフトでは、セキュリティ上、作成した申告・申請データをXMLデータ（注1）に変換したうえ、送信されるしくみになっており、文字入力は全角カタカナで行なう必要があります。半角カタカナは使えず、また丸付き数字、ローマ数字は代替文字で入力しなければなりません。数字の入力エラーは訂正箇所を表示してくれるものの、文字入力については半角で打ってしまった場合等、どの部分にエラーがあるのか教えてくれず、入力した内容を一つひとつチェックし、入力し直さなければならぬのです。

また、今回私が申請を行なったとき、

システムの不具合がいくつかあり、解決するまでにかかなりの時間を要してしまいました。

その一つは「定率減税額」の表示についてです。

ご存知のとおり、定率減税額は「再差引所得税額×20%」で算出し、その上限額は25万円です。e・Taxシステムでは自動計算されるのですが、「再差引所得税額」欄に数字が自動的に算出された後「数値が範囲外です（XX XX）」というエラーメッセージが表示され、「定率減税額」欄の数字が反転し、完了できない状態になってしまったのです。

何度入力し直しても、同じことが起こるので国税局に問い合わせたところ、e・Taxシステムでは限度額の判定がされず、先の計算式で算出された金額が25万円を超えた場合、自分で25万円と補正入力しなければ、エラーが出てしまうということが分かりました。

残念ながら、このシステムエラーは3月に入った今もまだ改善されていませんが、私が問い合わせをした翌日に国税局のホームページ内でそのトラブル回避方法を明記してくれました。

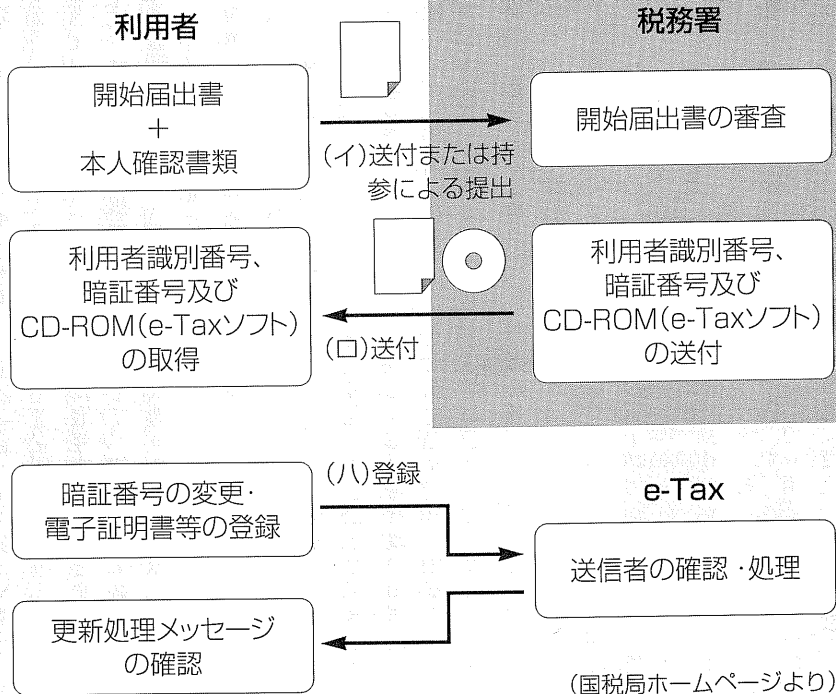
また、名古屋でのトライアル結果を踏まえて、システムの不備、不具合は徐々に改善されていくようです。スタートしてから1ヵ月後にはシステムが若干、バージョンアップされました。ここにこのシステムを浸透させようという国税庁の真剣な姿勢が伺えました。全国に展開するまでには、より使いやすいソフトになるものと私は確信しています。

電子申告をするには事前準備が必要



電子申告に参加するためには、事前準備が必要です（次ページ表参照）。まず、ハード環境に関しては、パソコ

表 電子申告等に必要の事前手続き



ンが要ります。ちなみに、国税局のホームページには「Windows 98 S E以上のOSを準備すること」と書いてありますが、できれば「XP」または「2000」がよいようです。

「98SE」だと、証明書確認作業時点で文字化けするほか、「Me」だと電子証明書を読み込むために必要な「リーダーライター」の動作が不安定になったりすることもあるようです。

ソフト面では、次の二つの手続きを事前にする必要があります。

①「電子申告・納税等開始届出書」の提出

電子申告を選択するためには、事前に所定の届出書を最寄りの税務署へ届け出なければなりません。

提出するときに、本人確認用の書類（運転免許証等のコピー）を添付する必要があります。法人企業については、法人の登記簿謄本が必要です。

届出書提出後2ヵ月以内に、申告デ

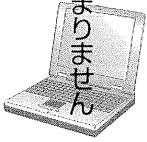
ータ送信の際に必要となる利用者識別番号と仮暗証番号（IDとパスワード）が手元に届きます。

②「住基カード（住民基本台帳カード）の取得と電子証明書の登録」

住基カードを取得して、電子証明書  
の登録（公的個人認証番号の格納）を  
します。住基カードは、市役所窓口へ  
出向けば、その場で発行してくれます。

先述のように、納税者としては手間  
がかかるとはいえ、24時間365日受  
信を受け付けられるようになれば（今  
は利用日と時間に制限あり（注2））、  
仕事が忙しかったり、家や職場から税  
務署が離れた距離にあつたりする人に  
とって、こんなに便利なものはないと  
思います。

ともかく参加しないと始まりません



国は「e-JAPAN戦略」で、早  
期にIT立国を目指そうと本気で電子  
申告に取り組んでいます。最終的な目  
的として、利用者（＝納税者）本位の  
簡素で効率的な政府の実現を目指して  
いるのです。

納税者の電子申告に参加するメリッ  
トは、ただ自宅から申告できるという  
だけではなく、最終的には「小さな政  
府を実現」することにあります。電子  
申告による税務行政の効率化が最終的  
には国民の税負担の軽減につながり、  
この点こそが目先ではなく、本当の納  
税者のメリットになるものと期待して  
います。

少なくとも、3月22日に開始された  
法人の電子納税制度は、納付情報の登  
録も含めて明らかなメリットがありま  
す。税額が出た後で、そのままインタ  
ーネットバンキングで納付できるよう  
になるので、企業にとってみれば業務  
の効率化に役立つといえます。

さあ、もう電子申告の時代は来てい  
ます。みなさんも積極的に参加してみ  
てはいかがでしょうか。

注1「XML」：データや文書の交換  
用フォーマットを作る言語形式の一つ  
注2 現在は、月曜日から金曜日の午  
前9時から午後6時（所得税の確定申  
告のみ午前10時から午後9時）



●いのうえ あらた

昭和31年愛知県生まれ。昭和57年青山学院  
大学大学院経営学研究所修了。昭和61年税  
理士登録。現在、井上新経営会計事務所所  
長、日本税理士会連合会電子申告ワーキン  
ググループ委員、名古屋税理士会電子申告  
常務理事担当委員等。【近況】電子申告関  
係の会議・講演・原稿等に追われ、家族サ  
ービスがおさなりに…。7、5、2歳の3  
人の子どもに、お父さんの仕事を分かつて  
もろっこつに苦慮しています。